五　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］ 二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	［一　同上］ 二　［同上］

当該伝搬障害防止区域の範囲			区分
当該区域に係る地域の名称	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	重要無線通信の種類
［一～一三　略］			

当該伝搬障害防止区域の範囲			区分
当該区域に係る地域の名称	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	重要無線通信の種類
［一～一三　同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後	改正前
一二　削除	一二　同右
［一三～三一　略］	［一三～三一　同上］

当該伝搬障害防止区域の範囲			区分
当該区域に係る地域の名称	五〇	〇	重要無線通信の種類
富山県 富山市　新総曲輪、新桜町、桜橋通り、千歳町、明輪町、城北町、曙町、奥井町、窪本町、窪新町、上冨居、上赤江町、中冨居、上飯野、上飯野新町、鶴ヶ丘町、飯野、小西、五本榎、手屋、金泉寺		六・〇	
		㈠　富山県富山市新総曲輪一番七号（六一・三） ㈡　富山県下新川郡宇奈月町字西の谷三六番地（四八九・七）	